

内令第五百十七號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條第二號中「特設根據地隊」ノ次ニ「特設護衛船團司令部」ヲ加フ

第十一章ノ五ヲ第十一章ノ六トシ以下第十一章ノ七迄順次繰下グ

第四十九條ノ八ヲ第四十九條ノ十四トシ以下第四十九條ノ二十七迄順次繰下グ

第十一章ノ四ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

第十一章ノ五 特設護衛船團司令部

第四十九條ノ八 特設護衛船團司令部ハ戰時ニ際シ臨時必要ニ應ジ之ヲ置キ第一護衛船團司令部、

第二護衛船團司令部等ト呼稱ス

第四十九條ノ九 特設護衛船團司令部ニ必要ニ應ジ艦船部隊ヲ附屬ス

第四十九條ノ十 特設護衛船團司令部ニ護衛船團司令官ヲ置ク

司令官ハ海上護衛司令長官ニ隸シ部下ノ艦船部隊及海上護衛司令長官ノ定ムル艦船部隊ヲ指揮統

内令

六三三

1455

率シ護衛船團ノ護衛ニ任シ運航ヲ指揮ス

第四十九條ノ十一 特設護衛船團司令官ハ前條ノ外艦隊令第十二條、第十六條、第十七條、第十九條、第二十六條、第二十七條及第二十九條ノ規定ニ準シ服務ス

第四十九條ノ十二 特設護衛船團司令官ノ幕僚トシテ參謀ヲ置ク

參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケ服務ス

前項ノ外必要ニ應シ司令部附トシテ士官、特務士官、准士官、下士官及兵ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第四十九條ノ十三 特設護衛船團司令部ノ事務中處理上支障アルモノハ特設海上護衛司令部ニ之ヲ委託スルコトヲ得

(内令提要卷一、四七頁參照)

内令第五百十八號

艦船造修規則中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

1456

第二十三條第二項中「當該製造所長」ヲ「監督長」ニ改ム

第二十六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ニ依リ艦艇、特務艦艇ノ授受ヲ結了シタルトキハ海軍工廠長ハ其ノ旨海軍大臣ニ電報スベシ又海軍工廠長及受領應長ハ其ノ旨鎮守府司令長官ニ報告スベシ

第三十六條第三項ヲ左ノ如ク改ム

前二項ノ規定ニ依リ雜役船ノ竣工又ハ授受ヲ結了シタルトキハ海軍工廠長又ハ監督長ハ其ノ旨海軍大臣ニ、海軍工廠長又ハ監督長及受領應長ハ其ノ旨本籍ノ鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官ニ報告スベシ

第四十八條表第四號、第五號及第六號ノ項經由先又ハ報告先及寫送付先ノ欄中

本籍鎮守府海軍艦船部經由	
府守鎮籍本	部船艦軍海

ヲ

本海	籍軍	鎮艦	守船	府部
----	----	----	----	----

ニ改ム

内令

六三五

1457

第五十條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特ニ急ヲ要スル場合ハ直ニ工事ニ着手シ爾後報告ニ依ルコトヲ得

第六十條第二號中「海防艦、」ノ下ニ「輸送艦、」ヲ加フ

第六十一條表第一號中「海防艦」ノ次ニ「輸送艦」ヲ加フ

第七十條中「各一通ヲ海軍艦政本部長、當該艦船ノ本籍鎮守府海軍艦船部長及當該艦船長」ヲ「一

通ヲ當該艦船長」ニ、「提出又ハ送付」ヲ「送付」ニ改ム

第七十七條第三號中「水雷、」ノ下ニ「機雷、」ヲ、「無線、」ノ下ニ「音響、」ヲ加フ

第八十七條第一項中「鎮守府司令長官ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

第一百五條第一號甲法(ハイ)表記事第一號中「海防艦、」ノ下ニ「輸送艦、」ヲ加フ

第一百五十六條第一項表記事第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 數的内容ヲ要スルモノノ電報ハ異狀ノ有無ヲ電報スルト共ニ書類ヲ以テ全量ヲ報告又ハ通知

スルモノトス

第一百七十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

所屬長官前條第二號ノ具申ヲ受ケタルトキハ艦ノ狀態、役務ノ關係等ヲ考慮シ試験検査ノ時期ヲ

定メ第七十條ノ二ノ検査委員及當該艦船ノ職員中ヨリ検査委員ヲ任命シテ試験検査ヲ行ハシム  
ベシ但シ當該艦船ニシテ軍港又ハ要港ヨリ遠隔ノ地ニ在リテ單獨行動スル場合ニ在リテハ當該艦  
船ノ職員ノミヲ検査委員ニ任命シ之ヲ施行セシムルコトヲ得

第七十條ノ二 鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官部下職員中ヨリ第六十九條ノ試験ノ検査委  
員ヲ任命シ置クモノトス

第七十四條第二號(ハ)中「第五回以降」ヲ「第五回」ニ改メ同號(ハ)ノ次ニ左ノ如ク加フ

(ニ) 第六回以降

(一)

(二)

第四回ニ同ジ但シ第二列ハ之ヲ省略ス

(三)

第四回ニ同ジ

(四)

第四回ニ同ジ但シ第二列ハ之ヲ省略ス

(五)

(六)

第五回ニ同ジ

(七)

内令

六三七

1459

内令

六三八

第九十四條、第二百六條、第二百十六條及第二百二十八條表中「海防艦」ノ次ニ「輸送艦」ヲ加  
フ  
第九號表中「海防艦、」ノ下ニ「輸送艦、」ヲ加フ

内令第五百十九號

海軍航空隊ノ所管、名稱及所在地又ハ原駐基地ノ件申左ノ通改正セララル

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部中河和海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ第八〇二海軍航空隊ノ項ヲ削ル

第二河和海軍航空隊 愛知縣知多郡

左ノ地ニ海軍航空隊分遣隊ヲ置ク部中「博多海軍航空隊天草分遣隊」ヲ「詫間海軍航空隊天草分遣  
隊」ニ改ム

(内令提要卷一、三〇ノ三七頁参照)

1460

内令第五百二十號

海軍練習航空隊ニ指定ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「河和海軍航空隊」ノ次ニ「第二河和海軍航空隊」ヲ加ヘ「小松島海軍航空隊」ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ四三頁参照)

内令第五百二十一號

昭和十八年内令第二千五百五十五號海軍練習航空隊ノ所掌事項ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

筑波海軍航空隊等ノ項中「徳島海軍航空隊」ノ下ニ「博多海軍航空隊」ヲ、鹿島海軍航空隊等ノ項中「北浦海軍航空隊」ノ下ニ「第二河和海軍航空隊」ヲ加ヘ同項中「小松島海軍航空隊」及「博多海軍航空隊」ヲ削ル

内令

六三九

1461



内令第五百二十二號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦、巡洋艦二等阿賀野型ノ項中「矢矧」ノ下ニ「酒匂」ヲ加フ

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令

六四一

1462



内令第五百二十三號 (所要ノ向ニ配付ス)

内令第五百二十四號

舞鶴鎮守府第四豫備艦

軍艦名取

右第一豫備艦ト定ム

吳鎮守府第四豫備潛水艦

伊號第三十三潛水艦

右第一豫備潛水艦ト定ム

昭和十九年四月一日

海軍大臣 鳴田 繁太郎

内令第五百二十五號

軍艦酒匂

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

内令

六五一

1463

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百二十六號

昭和十九年内令第四百三十九號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二十一魚雷艇隊ノ項中「439」ノ下ニ「440  
442  
444  
445」ヲ加フ

参照 前記内令ハ特設魚雷艇隊附屬魚雷艇ノ件ナリ

内令第五百二十七號

吳鎮守府所管

右特設運送船(雜用船)ト改ム

特設運送船(給兵船)興業丸

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎



内令第五百二十八號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 彌生丸	特設運送船(雜用船)	吳鎮守府
同 松山丸		
同 九州丸		

内令第五百二十九號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件申左ノ通改正セラレ

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部中幌筵通信隊ノ項ヲ左ノ如ク改ム

内令

六五三

1465

内令

占守通信隊

占守

甲、乙、丙

幌筵分遣隊  
松輪分遣隊

幌筵  
松輪

丁、戊  
丁

(内令提要卷一、六四頁参照)

六五四

1466

内令第五百三十號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

海防艦 千 振  
第十三號海防艦

横須賀鎮守府在籍

右警備海防艦ト定メラル

海防艦 千 振  
第十三號海防艦

昭和十九年四月三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六五五

1467



内令第五百三十一號

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

驅逐艦 桑

伊號第三百五十二潛水艦

伊號第三百六十七潛水艦

第二十三號海防艦

第二十五號海防艦

第二十七號海防艦

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト假定ス

海防艦 奄美

海防艦 栗國

第二十六號海防艦

第二十八號海防艦

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

内令

六五七

1468

内令

六五八

吳鎮守府在籍(假定)

驅逐艦 梅

海軍大臣 嶋田繁太郎

右假定本籍ヲ横須賀鎮守府ニ改ム

昭和十九年四月五日

内令第五百三十二號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

第一百七十號驅潛特務艇

第一百七十一號驅潛特務艇

第一百六十四號驅潛特務艇

第一百六十五號驅潛特務艇

第一百六十七號驅潛特務艇

第一百七十四號驅潛特務艇

第一百七十五號驅潛特務艇

1469

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

第百七十六號驅潛特務艇

第百七十七號驅潛特務艇

第百六十八號驅潛特務艇

第百六十九號驅潛特務艇

第百七十三號驅潛特務艇

第百六十六號驅潛特務艇

第百七十二號驅潛特務艇

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト假定ス

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百三十三號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

内令

六五九

1470



内令

六六〇

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅逐艦、一等松型ノ項中「桃」ノ下ニ「、桑」ヲ加フ  
潜水艦、一等伊三百五十一型ノ項中「伊號第三百五十一」ノ下ニ「、伊號第三百五十二」ヲ、同伊三百六十一型ノ項中「伊號第三百六十六」ノ下ニ「、伊號第三百六十七」ヲ加フ  
海防艦、占守型ノ項中「沖繩」ノ下ニ「奄美、粟國」ヲ、同第一號型ノ項中「第二十一號」ノ下ニ「、第二十三號、第二十五號、第二十七號」ヲ、同第二號型ノ項中「第二十四號」ノ下ニ「、第二十六號、第二十八號」ヲ加フ

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令第五百三十四號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

1471

特務艇、驅潜特務艇第一號型ノ項中「第百六十三號」ノ下ニ「、第百六十四號、第百六十五號、第百六十六號、第百六十七號、第百六十八號、第百六十九號、第百七十號、第百七十一號、第百七十二號、第百七十三號、第百七十四號、第百七十五號、第百七十六號、第百七十七號」ヲ加フ

(内令提要卷三、四三頁參照)

内令

六六一

1472

内令第五百三十五號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月八日

第十五號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十五號海防艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六六三

1473



内令第五百三十五號ノ二

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

昭和十九年四月九日

軍艦酒匂

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六六四ノ二

1474

内令第五百三十六號

海軍航空隊ノ所管、名稱及所在地又ハ原駐基地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐世保鎮守府ノ部中鹿屋海軍航空隊ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

沖繩海軍航空隊

沖繩縣中頭郡

(内令提要卷一、三〇ノ四〇ノ二頁参照)

内令第五百三十七號

昭和十五年内令第六百四十六號特設海軍工作部等ノ所掌區分等ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍工作部  
バラオ分工場

バラオヲ

内令

六六五

1475

内令

六六六

第四海軍工作部  
サイパン分工場

サイパン  
ニ改ム

(内令提要卷一、三八ノ四一頁参照)

○正誤

本年内令第四百八十七號(五九四頁)本文一行目北海道千歳郡ノ項ノ前ニ

北海道網走郡

第四十一海軍航空廠美幌分工場

ヲ脱ス

1476



内令第五百三十八號

舞鶴鎮守府豫備水雷艇

水雷艇 眞 鶴

水雷艇 友 鶴

右警備水雷艇ト定メラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百三十九號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項驅潜特務艇ノ欄「第八十二號(横)、第八十四號(横)」及「第九十一號(横)」ヲ  
削ル

第二十一特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄「第一百一號(佐)、第一百十八號(佐)」ヲ削ル

内令

六六七

1477

内令

六六八

第二十六特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄ニ「第一百一號(佐)、第一百十八號(佐)」ヲ加フ  
第三十一警備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三十三警備隊

第八十二號(横)  
第九十一號(横)

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十號

特設砲艦隊編制ハ之ヲ廢止セラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 鳴田 繁太郎

(内令提要卷一、一四二ノ五頁参照)

内令第五百四十一號

汽船 新興丸

1478



右特設砲艦トシ吳鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル  
 汽船 第七大源丸  
 昭和十九年四月十日  
 海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百四十二號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 新興丸 <small>(船舶審判院ニシテ)</small>	特設運送船(雜用船)	吳鎮守府
同 第七大源丸		

内令第五百四十三號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

内令

六六九

1479

内令

六七〇

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十根據地隊ノ項特設驅潛艇ノ欄「神鷹丸(横)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十四號

汽船 神鷹丸

右特設驅潛艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

1480

内令第五百四十五號 (後送ス)

内令第五百四十六號

昭和十八年内令第五百五號中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二號 (ロ) 左ノ如ク改ム

(ロ) 機關部送付用圖面

別表第三ニ依ルモノトス但シ左ノ各號ノ機械及罐ニ對シテハ別表第四ニ依ル

(一) 蒸氣機械關係

零號乙四九型主タービン

一號乙四九型主減速裝置

一、二、三、四、五、六、十五型ピストン主機械

(二) 内火機械關係

内令

六七三

1481

二十三號乙八型内火機械

高速型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇馬力ディーゼル機械

五十一號乙六型、乙一〇型内火機械

中速型一五〇、四〇〇馬力ディーゼル機械

低速型一〇〇、一五〇、二〇〇、四〇〇馬力ディーゼル機械

海軍型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇、一二〇馬力石油機械

移動型八馬力ガソリン機械

七十一號内火機械

魚雷艇用航空發動機

陸軍型六〇馬力内火機械

(三) 罐關係

一、二、三、四、五型雜船罐

一、二、三型補助罐

(四) 補助機械關係

制式圖ニ依リ製造セルモノ全部

別表第三ノ次ニ別表第四ヲ加フ

(別表一葉添)

参照 昭和十八年内令第五百五號ハ大東亞戰爭中艦艇、特務艦艇ノ船體、機關關係完成書類ノ調製並ニ提出又ハ送付ニ關スル件ナリ

内令

六七五

1483

(別表第四)

(昭和十九年内令第五百四十六號)

考	備	四	三	二	一	番	
						完成	送付先
考	備	取扱説明書	機關附屬物目錄	組立圖	陸上試験成績表	號	類名
二 附加スルモノトス	<p>(一) 本表ハ次ノ機械及罐ニ對シ適用スルモノトス            蒸氣機械關係            零號乙四九型主タービン            一號乙四九型主減速裝置            一、二、三、四、五、六、十五型ピストン主機械            内火機械關係            二三號乙八型内火機械            ○高速型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇馬力ディーゼル機械            ○五一號乙六型、乙一〇型内火機械            ○中速型二五〇、四〇〇馬力ディーゼル機械            ○低速型一〇〇、一五〇、二〇〇、四〇〇馬力ディーゼル機械            ○海軍型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇、一二〇馬力石油機械            ○移動型八馬力ガンソリン機械            ○七一號内火機械            ○魚雷艇用航空發動機            ○陸軍型六〇馬力内火機械</p> <p>(二) 罐關係            一、二、三、四、五型雜船罐            一、二、三型補助罐</p> <p>(三) 補助機械關係            制式圖ニ依リ製造セルモノ全部</p> <p>(四) 取扱説明書ハ前號内火機械關係〇印ヲ附セルモノ及補助機械中空氣壓縮「ポンプ」ニノミ</p>	1	1	1	1		艦艇長、特務艦長 又ハ防備隊司令
		/	/	/	/		本籍鎮守府艦船 部長又ハ本籍警備府司令長官
		/	1	/	/		本籍鎮守府海軍 工廠長
		/	/	/	/		海軍艦政本部長

内令第五百四十七號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

第十七號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十七號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六七七

1485

内令第五百四十八號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦、水上機母艦ノ項中「神威」ヲ削ル

潜水艦、一等伊十七型ノ項中「伊號第三十」ヲ、同伊百七十六型ノ項中「伊號第百七十九」ヲ削ル

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令第五百四十九號

特務艦類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

運送艦ノ部中隱戸型ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

内令

六七九

1486



神威

(内令提要卷三、四一頁参照)

内令第五百五十號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特務艇、魚雷艇第十號型ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第五百一十一號型

第五百一十一號、第五百一十二號、第五百一十三號、第五百一十四號、第五百一十五號、第五百一十六號

(内令提要卷三、四三頁参照)

内令第五百五十一號

潜水隊編制中左ノ通改定セララル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十四潜水隊ノ項中「呂號第四十四」ノ下ニ「呂號第四十五」ヲ加フ

(内令提要卷一、七〇頁参照)

内令第五百五十二號

舞鶴鎮守府在籍

軍艦 神威

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

吳鎮守府在籍

伊號第三十潜水艦

佐世保鎮守府在籍

伊號第一百七十九潜水艦

右帝國潜水艦籍ヨリ除カル

内令

六八一

1488

内令

六八二

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

特務艦 神 威

舞鶴鎮守府在籍

特務艦 神 威

右在役特務艦ト定ム

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

内令第五百五十三號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定ム

自第五百五十一號魚雷艇  
至第五百五十六號魚雷艇

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

1489

内令第五百五十二號ノ二

明治三十六年十一月十二日内令第四百四十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 廢止内令ハ海軍軍機電報宛名ニ使用スベキ特別略號ノ件ナリ(内令提要卷二、六三五頁)

内令

六八二ノ二



1490

内令第五百五十四號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

羅津方面特別根據地隊ノ項特設監視艇ノ欄「筑前丸(佐)、第十二興漁丸(佐)、第一黄海丸(佐)」ヲ  
削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百五十五號

佐世保鎮守府所管

特設監視艇 筑前丸

同 第十二興漁丸

同 第一黄海丸

右横須賀鎮守府所管ト改ム

内令

六八三

1491

内令

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

六八四

内令第五百五十六號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船舶名	特設艦船種別	所管
漁船制海丸		
同 みゆき丸		
同 もがみ丸		
同 昭和丸		
同 但馬丸		
同 第二昭榮丸		

1492

内令

備考	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
特設艦船タル期間第二旭丸 (船舶番號四二七五)ヲ第三號旭丸ト呼稱ス	日向丸	第七幸丸	第三壽々丸	第二旭丸 (船舶番號四二七五)	第六號大丸	新南丸	あゐる丸	第二良榮丸	第五福丸	有明丸	鶴丸
	特設監視艇									横須賀鎮守府	

(前送ノモノト引換前紙燒却相成度)

六八五

1493

内令

六八六

内令第五百五十七號

特設監視艇隊編制申左ノ通改定セラル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三監視艇隊ノ項中「網地丸」ノ下ニ「制海丸」ヲ加フ

第四監視艇隊ノ項中「進政丸」ノ下ニ「筑前丸、第十二興漁丸、第一黄海丸、みゆき丸、もがみ丸、昭和丸、但馬丸、第二昭榮丸、鶴丸、有明丸、第五福丸、第二良榮丸、あゑ志蔭丸、新南丸、第六號大丸、第三號旭丸、第三壽々丸、第七幸丸、日向丸」ヲ加フ

(内令提要卷一、一五三頁参照)

1494



内令第五百五十八號

特設海軍氣象部令中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條 海軍氣象部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 兵要氣象ノ觀測、通報、調査、研究及實驗ニ關スル事項
- 二 兵要氣象圖誌ノ調製、準備、保管及供給ニ關スル事項
- 三 氣象技術員ノ教育ニ關スル事項

第三條 海軍氣象部ニ總務課、會計課、第一課、第二課及修技所ヲ置ク

前項ニ規定スル各課及修技所ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第四條及第五條 削除

第六條中「課長」ノ次ニ「所長」ヲ、「部員」ノ次ニ「幹事」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ職員ノ外必要ニ應ジ出仕ヲ置ク

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

内令

六八七

1495

前項ノ外總務課長ハ部長ヲ佐ケ部務ヲ整理ス

第十一條 所長ハ部長ノ命ヲ承ケ修技所ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十三條 幹事ハ所長ノ命ヲ承ケ修技所ニ於ケル訓育及教務ヲ擔任ス

第十四條 教官ハ所長ノ命ヲ承ケ修技所ニ於ケル教授ヲ擔任ス

第十五條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十六條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十七條 海軍大臣ハ必要ニ應ジ海軍氣象部ノ觀測所ヲ置キ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ

得

第十八條 海軍氣象部ノ定員ハ別表ニ依ル

(別表一葉添)

(内令提要卷一、三八ノ五五頁参照)

内令第五百五十九號

特設海軍氣象部處務規程左ノ通定ム

1496

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設海軍氣象部處務規程

第一條 部長ハ海軍氣象部所掌ノ事項ニ關シ法規ノ制定又ハ改廢ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第二條 海軍氣象部ハ海軍省軍務局、兵備局、軍令部、水路部、海軍艦政本部、海軍航空本部其ノ他海軍部内ニ於ケル關係機關ト氣脈ヲ通ズベシ

第三條 部長ハ兵要氣象觀測通報ノ技術ニ關シ部内氣象機關ノ指導ニ任ズベシ

第四條 部長ハ氣象一般ノ事項ニ關シ部外關係機關ト直接連絡スルコトヲ得

第五條 部長ハ部外氣象機關ノ利用其ノ他ニ關シ必要アリト認メタル場合ニ於テハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第六條 部長ハ部下部員以下ノ配屬ヲ定メ之ヲ水路部長ニ報告シ海軍省軍務局長、兵備局長及人事局長ニ通報スベシ

第七條 部長ハ部務整理ノ爲部内服務規程ヲ定ムルコトヲ得

内 令

六八九

1497

第八條 部長ハ毎會計年度内ニ實施スベキ氣象觀測ノ計畫ヲ定メ海軍大臣ニ報告スベシ  
第九條 總務課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各課所掌事務ノ綜合統一ニ關スルコト
- 二 海軍氣象業務ノ統制及方針ニ關スルコト
- 三 出師準備及軍需工業動員ニ關スルコト
- 四 兵要氣象圖誌ノ準備、保管及出納ニ關スルコト
- 五 部長及部ノ官印管守ニ關スルコト
- 六 公文書ノ接受及發送ニ關スルコト
- 七 機密書類ノ保管及整理ニ關スルコト
- 八 部内ノ保安及取締ニ關スルコト
- 九 人事ニ關スルコト
- 十 勞務ノ一般ニ關スルコト
- 十一 營造物ニ關スルコト
- 十二 醫務衛生ニ關スルコト

- 十三 運輸ニ關スルコト
- 十四 統計及年報材料ニ關スルコト
- 十五 前各號ノ外他課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト
- 第十條 會計課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 豫算、決算、收入及支出ニ關スルコト
- 二 購買及賣却ニ關スルコト
- 三 通常物品ノ保管及出納ニ關スルコト
- 四 海軍共濟組合ノ給與及事務ニ關スルコト
- 五 所得稅徵集事務ニ關スルコト
- 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十一條 第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 兵要氣象觀測ノ計畫及實施ニ關スルコト
- 二 氣象觀測所、氣象觀測船及氣象觀測航空機ニ關スルコト
- 三 兵要氣象圖誌ノ編纂ニ關スルコト

内令

六九一

1499

- 四 兵要氣象資料ノ蒐集、保管及整理ニ關スルコト
  - 五 兵要氣象圖誌原稿ノ保管ニ關スルコト
  - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十二條 第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 兵要氣象通報ノ計畫及實施ニ關スルコト
  - 二 兵要氣象ノ暗號及諜報ニ關スルコト
  - 三 兵要氣象ノ調査、研究及實驗ニ關スルコト
  - 四 兵要氣象觀測通報ノ研究ニ關スルコト
  - 五 氣象器材ノ研究及實驗ニ關スルコト
  - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十三條 修技所ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 氣象技術員教育ノ計畫及實施ニ關スルコト
  - 二 統計及年報材料ニ關スルコト

(別表)

海軍氣象部定員表

(昭和十九年内令第五百五十八號)

考 備	計		長 少 將 一								
	高	士	修技所	第二課	第一課	會計課	總務課				
	等		長、大、中、佐、兼務一	長、大、中、佐、一	長、大、中、佐、兼務一	長、主計、大、中、佐、一	長、大、佐、一				
	文	官									
	官	官									
一 第一課長及修技所長ハ總務課長ノ兼務トス 二 本表中兵科士官及技師ハ必要ニ應ジ其ノ合計員數ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得 三 特修兵ハ適宜トス	内兼務四人		幹事		部員						
	内兼務二人		教官	兵科佐官	技師	少佐、大尉	兵科大尉				
	判	下	海軍教授	少佐、大尉、兼務一	技師	主計科少佐	兵科大尉				
	任	士	兼務二	兼務一	師	大尉	兼務二				
	文	官	兼務二	兼務一	兼務二	兼務一	兼務二				
百二十二		准士官	編修書記	書記	衛生兵曹	兵曹	兵曹長				
二人		官	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一				
百二十二		官	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一				
二人		官	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一				
百二十二		官	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一				
二人		官	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一				



内令第五百六十號

海軍工廠ニ置ク所要ノ部ノ件中左ノ通改正セララル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

豊川海軍工廠ノ項中「火工部」ノ下ニ「器材部」ヲ加フ

(内令提要卷一、三〇ノ四頁参照)

内令第五百六十一號

海軍工廠處務規程中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第九條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ器材部ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十條第一項但書中「豊川海軍工廠火工部及」ヲ「豊川海軍工廠火工部ニ在リテハ器材部所掌ニ屬

内令

六九三

1502



スルコト及化學兵器ニ關スルコトヲ除キ」ニ改ム

第十條ノ二 器材部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 治具、測範、工具等ノ加工用具ノ計畫及造修ニ關スルコト

二 機銃、火工兵器等ノ部品ノ鑄造及鍛造ニ關スルコト

第十七條第一項中「第二火工部、」ノ下ニ「器材部、」ヲ加フ

(内令提要卷一、二九頁参照)

○正誤

昭和十九年内令第四百七十九號五八五頁六行目「魚雷艇及高速裝甲艇」ハ「魚雷艇」ノ、同年内令第五百十七號第四十九條ノ十三中「特設海上護衛司令部」ハ「海上護衛總司令部」ノ孰モ誤

内令第五百六十四號

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定ム

昭和十九年四月十九日

第五百五十三號驅潛特務艇

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六九九

1504